

○安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月15日

条例第27号

改正 平成28年9月15日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関

が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む

書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成28年9月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

実施機関	事務
町長	安堵町新婚・転入世帯等家賃補助事業による家賃補助の交付に関する事務
町長	安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年安堵村条例第16号）による助成金の交付に関する事務
町長	安堵町心身障害者医療費助成条例（昭和48年安堵村条例第14号）による助成金の交付に関する事務
町長	安堵町重度心身障害老人等医療費助成事業による助成に関する事務
町長	安堵町精神障害者医療費助成事業による助成に関する事務
町長	安堵町子ども医療費助成条例（昭和48年安堵村条例第13号）

	による助成金の交付に関する事務
町長	安堵町地域生活支援事業に関する事務
町長	安堵町食の自立支援事業による食の自立支援サービスの支給に関する事務
町長	安堵町ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業による緊急通報装置の貸与に関する事務
町長	安堵町高齢者生活支援事業による訪問利用サービス、寝具洗濯乾燥等サービス、生活管理指導短期宿泊事業及び軽度生活援助事業に関する事務
町長	安堵町家族介護用品等支給事業による紙おむつの支給に関する事務
町長	安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例（平成26年安堵町条例第20号）による使用料の決定に関する事務
町長	安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例（平成26年安堵町条例第19号）による課税免除の審査に関する事務
町長	安堵町一般不妊治療費助成金交付による一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務
教育委員会	安堵町就学援助費及び安堵町特別支援教育就学奨励費による援助費の支給に関する事務
教育委員会	安堵町幼稚園就園奨励金の支給に関する事務

別表第2

実施機関	事務	特定個人情報
------	----	--------

町長	安堵町新婚・転入世帯等家賃補助事業による家賃補助の交付に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町ひとり親家庭等医療費助成条例による助成金の交付に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町心身障害者医療費助成条例による助成金の交付に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町重度心身障害老人等医療費助成事業による助成に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町精神障害者医療費助成事業による助成に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町子ども医療費助成条例による助成金の交付に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町地域生活支援事業に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業による緊急通報装置の貸与に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町家族介護用品等支給事業による紙おむつの支給に関する事務	介護保険関係情報
町長	安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例による使用料の決定に関する事務	地方税関係情報
町長	安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例による課税免除の審査に関する事務	地方税関係情報 各種料金納付情報

町長	安堵町一般不妊治療費助成金交付による一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務	地方税関係情報
----	---	---------

別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	安堵町就学援助費・安堵町特別支援教育就学奨励費による援助費の支給に関する事務	町長	住民票関係情報 地方税関係情報
教育委員会	安堵町幼稚園就園奨励金の支給に関する事務	町長	住民票関係情報 地方税関係情報